

【氏名】坂巻 静佳

【所属大学院】（助成決定時）東京大学大学院法学政治学研究所

【研究題目】

国際法上の国家免除の本質 ―絶対免除主義と制限免除主義の再検討―

【研究の目的】

本研究の目的は国家免除制度の本旨、ひいては今日の国際法上の国家免除規則を明らかにすることである。

国家免除に関する先行研究は、「主権的行為」を保護する制度という通説的な理解を所与の前提とするが故に、実行の多様性の前に国家実行の分析に終始するか、説得的論証を欠く立法論に陥っていたように思われる。

確かに、2004年12月に国連総会で採択された「国および国の財産の裁判権免除に関する国際連合条約」は、今後一定の判断基準を提供することになるが、未だ発効していない現時点においては、また発効後も非締約国との関係では慣習国際法が重要であるし、慣習国際法との関係でこの条約をどのように評価するかもまた問題である。

したがって、制度本旨ひいては国際法規則を明確化することは、日本を含む各国国内実務の条約および慣習国際法の運用の円滑化および世界標準化に貢献することになると思われる。

【研究の内容・方法】

各国の判例および成文法、条約の起草過程といった一次資料の分析を通じて通説的制度理解を検証し、国際法上免除が義務づけられる対象、逆に言えば裁判権の行使が許容される射程を確定することを目指した。通説は、国家実行を絶対免除主義から制限免除主義へと免除される範囲が縮小する過程と評価するとともに、いわゆる「主権的行為」については一貫して免除が付与されてきたと理解する。そこで、通説的見解は商取引事例を前提に構築されており、必ずしも他分野に該当するものではないとの批判にもとづき、主として、20世紀以前よりとりあげられてきた不動産と、近年蓄積著しいと評価される雇用契約に関する国家実行を検討の対象とした。

古典的先例によると、絶対免除主義は、コモン・ロー諸国において船舶に関する訴訟を通じて発展し、20世紀半ばまで採用されていたが、大陸法諸国のなかには、19世紀後半の時点で既に、商取引事例について制限免除主義を採用する実行が存在していた。したがって、国家実行は、分野によっては絶対免除主義から制限免除主義への移行と捉えうる可能性はあるものの、すべての分野でその評価が妥当するわけではないといえよう。

法廷地国領域内に所在する不動産に関する訴訟については、絶対免除主義のもとでも法廷地国が裁判権を行使するとされており、またその根拠として領土主権の優位、免除を認める法廷地国の不都合もあげられていることから、主権性のみで裁判権の行使の可否が判断されていたとはいえないことがわかる。

他方で、雇用事例についての実行の検討からは、雇用契約の締結等自体は私人でも可能な行為でありながら、雇用者たる外国国家に比較的広い免除を認める傾向にあることが明らかとなった。「主権的行為」の判断要素として、商取引の場合に一般に検討される当該契約の内容に加えて(雇用事例においては、雇用者の業務および被用者の職種・地位が検討対象とされている)、請求内容が取り上げられており、採用や復職が求められている事例においては、裁判権の行使が否定される傾向にある。

#### 【結論・考察】

絶対免除主義のもとで、主権的行為との関連性とかかわりなく、不動産が所在地国の裁判権の行使の対象となるとされていたことを鑑みると、免除が外国国家の主権的行為を保護する制度として確立しているとの理解は、その当時でさえ必ずしもすべての分野に妥当するものではなかったといえる。

他方で、雇用事例についての国家実行の検討からは、すべての分野で免除が縮小されてきたわけではないことが明らかになった。これは、免除に関する先例の大部分を占める商取引事例においては金銭賠償が主であったが、雇用事例における請求内容は多様であることに起因すると思われる。裁判所の判断の結果、外国国家機関の組織編制に影響が及ぶ可能性がある場合には、免除が維持される傾向にあると考えられる。

国内裁判所における外国国家等が関与する訴訟手続は、審判の対象ごとに裁判権の行使が国際法上許容される根拠も範囲も多様である。国家実行の更なる検討と類型化、それにもとづく一般的な原則の抽出が今後の課題である。